

令和 7 年度

神奈川県川崎競馬組合
財務監査（定期監査）結果報告書

神奈川県川崎競馬組合監査委員

目 次

	ページ
1 監査の対象	1
2 監査の主な着眼点	1
3 監査の主な実施内容	1
4 監査の実施場所及び日程	1
5 監査の結果	1
6 各課分掌事務等	2
(1) 総務課	2
(2) 財務課	3
(3) 開催サービス課	4
(4) 施設整備推進室	4
(5) 競走課	5
(6) きゅう舎管理課	6

1 監査の対象

(1) 対象課

総務企画部

- ・総務課
- ・財務課
- ・開催サービス課
- ・施設整備推進室

業務部

- ・競走課
- ・きゅう舎管理課

(2) 監査の範囲

令和6年度において執行された財務に関する事務

2 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務の手続きが適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産、備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 現金等の取扱事務は適正に処理されているか。
- (6) 関係事務が法令・条例等に基づき適正に処理されているか。

3 監査の主な実施内容

財務監査（定期監査）は神奈川県川崎競馬組合監査委員監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、執行書類等の試査・照合等、事務局職員による職員調査を行った。
- (2) 関係職員から事務事業の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 神奈川県川崎競馬組合大会議室
- (2) 日 程 令和7年9月17日

5 監査の結果

(1) 監査の結果概要

監査の結果、1件の指摘事項が認められた。指摘事項とは次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案

- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

(2) 不適切事項

不適切事項は、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足が起因していることから、各所属においては、研修の実施等により関係法令等に係る理解の向上に努め、適正な事務執行に向けてより一層努力する必要がある。

監査実施箇所	不適切事項
競走課	<p>開催毎に支払われる競走馬輸送費補助について、通常、複数の馬運車業者に支払われるものであるが、支払相手、金額が未確定の段階である年度当初に、支払先を1者とし、年間の予算額で一括して支出負担行為を行っていた。</p> <p>その後、開催毎に行われる支払いについて、支出負担行為の決裁時とは、異なる相手に対して支払いが行われている。また、当該支出命令の内容が、執行伺いの内容と異なるにも関わらず、課長のみの決裁で支出が行われていた。</p>

6 各課分掌事務等

(1) 総務課

ア 主なる分掌事務

- ① 公印に関する事。
- ② 人事に関する事。
- ③ 給与及び服務に関する事。
- ④ 職員の研修及び福利厚生に関する事。
- ⑤ 公務災害補償に関する事。
- ⑥ 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- ⑦ 条例、規則等の公布又は公表に関する事。
- ⑧ 個人情報の開示、訂正、是正等に関する事。
- ⑨ 物品の調達、出納及び保管に関する事。
- ⑩ 監査事務局に関する事。
- ⑪ 公平委員会への委託事務に関する事。
- ⑫ 開催執務編成に関する事。
- ⑬ 諸証明に関する事。
- ⑭ 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- ⑮ 臨時従事員の人事労務に関する事。
- ⑯ 事務能率の推進に関する事。
- ⑰ 開催執務委員のうち総務委員及び整理委員の取りまとめに関する事。
- ⑱ 入場者の苦情処理に関する事。

- ⑱ 川崎競馬場の警備に関する事。
- ⑲ 場内清掃に関する事。
- ⑳ ギャンブル依存症対策に関する事。
- ㉑ 議会事務局に関する事。
- ㉒ その他他課の主管に属しない事。

イ 組織・職員の状況

部長兼課長	常勤職員	4人
1人	会計年度任用職員	56人
		計 61人

ウ 監査項目

- ① 支出事務 支出負担行為等に関する書類
前渡金管理に関する書類
- ② 契約事務 消耗品等の物品調達に関する契約
現金輸送に関する契約
各種リースに関する契約、他

(2) 財務課

ア 主なる分掌事務

- ① 経営計画及び重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- ② 予算に関する事。
- ③ 会計事務局に関する事。
- ④ 構成団体との連絡調整に関する事。
- ⑤ 組合費の出納及び保管に関する事。
- ⑥ 組合費の出納の審査及びその他会計事務に関する事。
- ⑦ 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- ⑧ 支出負担行為の確認に関する事。
- ⑨ 借入資金の出納に関する事。
- ⑩ 組合費の出納その他会計事務の指導に関する事。
- ⑪ 指定金融機関についての指定、契約、検査等に関する事。
- ⑫ 歳計外現金の管理運用に関する事。
- ⑬ 決算に関する事。
- ⑭ 収益金の配分に関する事

イ 組織・職員の状況

課長	常勤職員	3人
1人	会計年度任用職員	1人
		計 5人

ウ 監査項目

- ① 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- ② 契約事務 議会会議録の音声反訳に関する契約
財務会計システム等委託に関する契約、他

(3) 開催サービス課

ア 主なる分掌事務

- ① 競馬の企画及び売上振興に関すること。
- ② 競馬の広報に関すること。
- ③ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ④ 投票関連業務（投票所）に関すること。
- ⑤ 専用場外発売所に関すること。
- ⑥ 在宅投票システムに関すること。
- ⑦ 場外発売に関すること。
- ⑧ J R A 受託発売に関すること。
- ⑨ 基幹システム（統合型競馬情報システム（I R I S）を除く）に関すること。
- ⑩ イベント・ファンサービスに関すること。
- ⑪ 競馬ファンが快適に楽しめる競馬場づくりに関すること。
- ⑫ 馬事文化に関すること。
- ⑬ 競馬法（昭和23年法律第158号）の施行に関すること。
- ⑭ 川崎競馬場の周辺対策に関すること。
- ⑮ 開催執務委員のうち投票委員の取りまとめに関すること。

イ 組織・職員の状況

課長	—	常勤職員	6人
1人	—	会計年度任用職員	2人
		計	9人

ウ 監査項目

- ① 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- ② 契約事務 ファンサービスに関する契約
リースに関する契約
場外発売委託に関する契約、他

(4) 施設整備推進室

ア 主なる分掌事務

- ① 競馬場本場及び小向きゆう舎・練習馬場の整備・検討、水害対策に関すること。
- ② 施設会社との調整に関すること。
- ③ 関係団体等との調整に関すること。

イ 組織・職員の状況

室長	—	常勤職員	3人
1人	└	会計年度任用職員	1人
		計	5人

ウ 監査項目

- ① 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- ② 契約事務 川崎競馬基盤施設調査検討業務委託契約、他

(5) 競走課

ア 主なる分掌事務

- ① 競馬の番組編成に関すること。
- ② 競馬開催の公正確保に関すること。
- ③ 強い馬づくりに関すること。
- ④ 出走馬の確保に関すること。
- ⑤ 競馬の賞典奨励に関すること。
- ⑥ 競走成績調査に関すること。
- ⑦ 統合型競馬情報システム（IRIS）に関すること。
- ⑧ 競馬関係諸規定の整備に関すること。
- ⑨ 競馬関係に係る国等への諸手続きに関すること。
- ⑩ 競馬関係団体の調整に関すること。
- ⑪ 調教師及び騎手免許業務に関すること。
- ⑫ 業務エリアにおける競馬開催業務委託に関すること。
- ⑬ 開催執務委員のうち裁決委員、番組編成委員、発走委員、決勝審判員及び検量委員の取りまとめに関すること。

イ 組織・職員の状況

課長	—	常勤職員	6人
1人	└	会計年度任用職員	3人
		計	10人

ウ 監査項目

- ① 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- ② 契約事務 騎手送迎のタクシーに関する契約
馬運車による馬輸送に関する契約
寝具・騎手帽子等の洗濯に関する契約、他

(6) きゅう舎管理課

ア 主なる分掌事務

- ① きゅう舎管理の指導に関する事。
- ② きゅう舎に係る公正確保に関する事。
- ③ きゅう舎内の施設整備の調整に関する事。
- ④ きゅう舎内の警備に関する事。
- ⑤ 傷病馬の調査管理に関する事。
- ⑥ 入退きゅう馬の掌握に関する事。
- ⑦ 調教師及び騎手免許業務に関する事。
- ⑧ きゅう務員の資格申請、研修に関する事。
- ⑨ 業務エリアにおける競馬開催業務委託に関する事。
- ⑩ 開催執務委員のうち馬場管理委員及び獣医委員の取りまとめに関する事。

イ 組織・職員の状況

課長	—	常勤職員	3人
1人	└	会計年度任用職員	16人
		計	20人

ウ 監査項目

- ① 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- ② 契約事務 馬場管理業務の委託に関する契約
検体の検査に関する契約
獣医業務の委託に関する契約、他